

入札説明書

北葛線第2工区更新事業

令和8年7月

奈良県広域水道企業団 広域水道センター

入 札 説 明 書

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、共同企業体構成員が、次の条件を全て満たしていること。

(1) 資格要件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領及び奈良県広域水道企業団建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

エ 次に掲げるこの工事の入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 ： 株式会社 日水コン

所在地 ： 東京都新宿区西新宿6-22-1

オ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

ク 奈良県広域水道企業団（令和6年度以前の奈良県水道局を含む。）が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は共同企業体構成員として工事を契約したことにより、奈良県広域水道企業団が発注する新たな工事への参入を制限されていない者であること。

(2) 共同企業体構成員の全てが、それぞれの立場に応じて要求される全ての条件を満たしていること。

ア 代表者（土木工事業者）

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

(イ) 経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。

- (ウ) 入札公告第2に定める土木工事業者であること。
- (エ) 平成23年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書の提出日までに元請として完成し、引き渡しが完了した、「水道法に基づく水道施設又は下水道法に基づく下水道施設に係る密閉型シールド工事の一次覆工」の施工実績を有すること。ただし、建設工事共同企業体の構成員としての実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限ります。
- (オ) 次の条件を全て満たす主任技術者又は監理技術者をこの工事を行う期間中、工事の現地に専任で1名配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置すること。
 - a (5)の土木工事業に関する資格要件を満たす者であること。
 - b 平成23年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日までに完成し、引渡しが完了した、(エ)の要件を満たす工事の従事経験（元請負としてのものに限ります。）を有する者であること。
 - c 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。
 - d 監理技術者を置くことが必要な工事における配置技術者にあっては、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日において有効期限内の土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者であること。
- イ ア以外の共同企業体構成員（土木工事業者）
 - (ア) 建設業法第15条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - (イ) 経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が900点以上であること。
 - (ウ) 入札公告第2に定める土木工事業者であること。
 - (エ) 平成23年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書の提出日までに元請として完成し、引き渡しが完了した、「水道法に基づく水道施設に係る口径400mm以上のダクタイル鋳鉄管又は鋼管の布設」の施工実績を有すること。ただし、共同企業体構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限ります。
 - (オ) 次の条件を全て満たす主任技術者をこの工事を行う期間中、工事の現地に専任で1名配置できること。
 - a (5)の土木工事業に関する資格要件を満たす者であること。
 - b 平成23年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日までに完成し、引渡しが完了した、(エ)の要件を満たす工事の従事経験（元請負としてのものに限ります。）を有する者であること。
 - c 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- ウ ア以外の共同企業体構成員（管工事業者）
 - (ア) 建設業法第15条の規定による水道施設工事業の特定建設業又は同法第5条の規定による水道施設工事業の一般建設業の許可を受けている者であること。
 - (イ) 経営事項審査の結果における水道施設工事の総合評定値が800点以上であること。
 - (ウ) 入札公告第2に定める管工事業者であること。
 - (エ) 平成23年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書の提出日までに元請として完成し、引き渡しが完了した、「水道法に基づく水道施設に係る口径400

mm以上のダクタイル鋳鉄管又は鋼管の布設」の施工実績を有すること。ただし、共同企業体構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあつては出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあつては10%以上の場合に限ります。

(オ) 次の条件を全て満たす主任技術者をこの工事を行う期間中、工事の現地に専任で1名配置できること。

- a (5) の水道施設工事業に関する資格要件を満たす者であること。
- b 平成23年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日までに完成し、引渡しが完了した、(エ) の要件を満たす工事の従事経験（元請負としてのものに限ります。）を有する者であること。
- c 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。

エ ア以外の共同企業体構成員（設計業者）

(ア) 入札公告第2に定める設計業者であること。

(イ) 平成28年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出日までに完了した「水道法に基づく水道施設に係る口径400mm以上のダクタイル鋳鉄管又は鋼管の布設詳細設計」の実績を有すること。

(ウ) 設計業務を行う期間中、管理技術者（1名）、担当技術者（最大3名まで）及び照査技術者（1名）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、次に掲げる①から④までのいずれかの資格を有すること。なお、いずれの資格も、選択科目もしくは技術部門が「上水道及び工業用水道」であること。

- ① 技術士（総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業用水道））
- ② 技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）
- ③ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第3条第1号ロ（上水道及び工業用水道）に該当する者
- ④ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）（登録部門が「上水道及び工業用水道」であること）

また、管理技術者は、平成28年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出日までに完了した「水道法に基づく水道施設に係る口径400mm以上のダクタイル鋳鉄管又は鋼管の布設詳細設計」の実績を有すること。

管理技術者、担当技術者及び照査技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にある者であること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとします。

(3) 建設工事請負契約期間中においては、共同企業体構成員のいずれかにおいて、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。

なお、現場代理人、配置技術者（監理技術者（監理技術者補佐を置く場合は監理技術者補佐）又は主任技術者）及び専門技術者は、これらを兼ねることができます。

(4) 入札公告第1の4に定める事業期間中においては、共同企業体構成員の代表者において、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者を要求水準書に示す統括責任者として1名配置できること。

なお、統括責任者、現場代理人、配置技術者（監理技術者（監理技術者補佐を置く場合は監理技術者補佐）又は主任技術者）及び専門技術者は、これらを兼ねることができます。

また、統括責任者の専任期間は、建設工事請負契約日から本事業完了日までとします。

(5) 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
土木工事業	①土木工事に關し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者 ②土木工事に關し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称する者 ③土木工事に關し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者 ④土木工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ⑤土木工事に關し10年以上実務の経験を有する者 ⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑧これらと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と国土交通大臣が認める者 ※「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、対応する工事業種に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。

水道施設 工事業	①水道施設工事に關し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含みます。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に關する学科を修めた者 ②水道施設工事に關し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に關する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に關する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの ③水道施設工事に關し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に關する学科を修めたもの ④水道施設工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に關する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に關する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ⑤水道施設工事に關し10年以上実務の経験を有する者 ⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限ります。）とするものに合格した者 ⑦土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有するもの ⑧国土交通大臣が①～⑦までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定したもの 注1：水道施設工事について、技術検定種目が土木、造園、建築又は管工事施工監理技術検定1級第1次検定合格者を大学卒業者と同等とみなし、また、同種目の施工監理技術検定2級第1次検定合格者を高等専門学校卒業者と同等とみなします。 注2：「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、水道施設工事業に關して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。
---------------------	---

2 奈良県建設工事等競争入札参加資格を有しない者の参加

入札公告第2に定める奈良県建設工事等競争入札参加資格を有していない者でこの事業の入札に参加しようとする者は、別添「北葛線第2工区更新事業」の競争入札参加資格審査申請要領（設計業務）」及び「北葛線第2工区更新事業」の競争入札参加資格審査申請要領（工事業務）」に基づき、次のとおり資格審査の申請を行ってください。

	資格審査の申請
対象書類	別添「競争入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧（設計業務）」及び「競争入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧（工事業務）」による。
提出方法	書留郵便
提出期限	令和8年8月7日（金）午後4時まで （期限までに到着したもののみ有効）
提出場所	〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町大字宮古404番地7 奈良県広域水道企業団 総務部 契約財産課 契約管財係 TEL：0744-32-1264
封筒の表書き	共同企業体の名称及び「令和8年11月19日開札 「北葛線第2工区更新事業」の競争入札参加資格審査申請書等在中」と朱書で記載。

3 競争入札参加資格の確認

この事業の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者、並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、この事業の入札に参加することができません。

（1）競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 競争入札参加資格確認申請書等については、共同企業体の代表者が提出してください。

	競争入札参加資格確認申請書等
対象書類	様式S1-2（押印したもの）、様式S2（押印したもの）、様式S3、様式S4-1（必要に応じて、S4-2）、様式S4-3（必要に応じて、S4-4）、様式S6-1（必要に応じて、S6-2）、様式S6-3、様式S8、様式S9及びその添付すべき書類・委任状
提出方法	書留郵便
提出期限	令和8年9月4日（金）午後4時まで （期限までに到着したもののみ有効）
提出場所	〒639-1041 奈良県大和郡山市満願寺町444-3 奈良県広域水道企業団 広域水道センター 総務課 総務契約係 電話 0743-54-5985（直通） 奈良県広域水道企業団 広域水道センター 総務課長あての親展としてください。
封筒の表書き	共同企業体の名称及び「令和8年11月19日開札 北葛線第2工区更新事業 競争入札参加資格確認申請書等在中」と朱書で記載。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 競争入札参加資格確認申請書は様式S 1-2により作成してください。また、設計業者にあつては、1の(2)のエに掲げる資格について、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日号外建設省告示第717号。以下同じ。)第2条に基づく登録年月日及び登録番号、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録部門を様式S 1-2に記載し、同規程第7条の規定による現況報告書(直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの)の表紙の写しを添付してください。

ウ 競争入札参加資格確認資料は下記(ア)から(オ)のとおりとし、次に従い作成してください。なお、(ア)については、共同企業体構成員のうち、土木工事業者及び管工事業者ごとに作成してください。(イ)及び(ウ)については、共同企業体構成員ごとに作成してください。また、(エ)については、共同企業体構成員のいずれかにおいて作成してください。

(ア) 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

1の(1)のエに掲げる設計業務受託者との関連及び1の(2)に定める経営事項審査の総合評定値等を様式S 3に記載してください。また、総合評定値通知書の写しを添付してください。

(イ) 工事实績報告書・業務実績報告書

1の(2)に掲げる資格があることが判断できる施工実績・業務実績を1件以上、様式S 4-1(必要に応じ様式S 4-2)、様式S 4-3(必要に応じ様式S 4-4)に記載してください。

様式S 4-1の施工実績を確認する資料として、当該工事がコリンズに登録されている場合は、「コリンズ竣工登録(登録内容確認書(工事实績))」の写し等を添付してください。工事内容によっては「工事カルテ」の提出を求める場合があります。登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書(受注形態が共同企業体の場合はその構成に関する協定書)、設計書又は仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」(様式S 4-2)を提出してください。民間発注工事の場合は、開発行為許可通知書等工事の実施を証明することのできる書類を添付してください(当該様式の1~5の事項について確認できるものであれば必ずしも当該様式でなくてもかまいません。)

様式S 4-3の業務実績を確認する資料として、当該業務がテクリスに登録されている場合は、「テクリス完了登録(登録内容確認書(業務実績))」の写し等を添付してください。登録されていない場合は、記載した業務の履行実績が確認できる契約書、設計書又は仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。これらによることができない場合は、業務の内容が確認できる業務履行証明書(様式S 4-4)を添付してください。なお、当該様式の1~5の事項について確認できるものであれば、必ずしも当該様式でなくてもかまいません。

(ウ) 配置予定技術者の資格・工事・業務経歴報告書

1の(2)に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式S 6-1(必要に応じ様式S 6-2)、様式S 6-3に記載してください。

様式S 6-1にあつては、1の(2)の配置予定技術者の資格等を証する書面の写し、従事経験が証明できる書類(「コリンズ竣工登録(登録内容確認書(工事实績))」の写し等及び3か月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し(表面及び監理技術者講習修了履歴の記載がある裏面)を添付してください。様式S 6-1で提出する監理技術者を2つの工事現場で兼務させる(特例監理技術者を置く)場合は、

専任の監理技術者補佐を様式Ｓ６－２に記載してください。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであることを要します。添付書類は、監理技術者と同様の書類、又は主任技術者の資格を証する書面及び当該資格と同一の業種に係る一級の技術検定の第一次検定に合格したことを証明できる書面の写しとします。なお、この書面については、複数名分を提出することができます。ただし、この工事の現場に配置する技術者は、様式Ｓ６－１又はＳ６－２で提出した配置予定技術者かつ７のヒアリングに出席した者から選任しなければなりません。

様式Ｓ６－３にあつては、１の（２）の配置予定技術者の資格等を証する書面の写し、従事経験が証明できる書類（「テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績）」）の写し等及び直接的な雇用関係を証明する書類を添付してください。ただし、照査技術者について再委託する場合は、再委託先との雇用関係にあることを証明する書面を添付してください。なお、管理技術者については、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に３か月以上の雇用関係（代表者可）にある者でなければなりません。また、様式Ｓ６－３に記載した配置予定技術者が１の（２）のエに掲げる人数を超過している場合においては、記載した配置予定技術者のうち、１の（２）のエに掲げる人数のみしか認めません。様式Ｓ６－３に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。受託業者となった際も、これ以外の者をテクリス登録することはできません。また、様式Ｓ６－３に記載した配置予定技術者が１の（２）のエに掲げる人数を超過している場合においては、記載した配置予定技術者のうち、１の（２）のエに掲げる人数を超えてテクリス登録することはできません。この業務に配置する管理技術者は、様式Ｓ６－３で提出した配置予定技術者かつ７のヒアリングに出席した者でなければなりません。

（エ） 現場代理人報告書

１の（３）に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式Ｓ８に記載してください。また、３か月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

（オ） 統括責任者報告書

１の（４）に掲げる条件を満たす配置予定の統括責任者を様式Ｓ９に記載してください。また、３か月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

（３） 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会
実施しません。

（４） 競争入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日をもって行うものとし、その結果は令和８年９月１１日（金）までにＦＡＸにより通知します。
（※後日、原本を郵送します。）

（５） その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

エ 競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先
３の（１）に定める場所に同じ。

４ 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（１） 競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和８年９月１５日（火）まで（企業団の休日を除きます。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除きます。）

イ 提出場所 ３の（１）に定める場所に同じ。

ウ 提出方法 任意の様式による書面を持参してください。

郵送等、その他の提出方法によるものは受け付けません。

- (2) 説明を求められたときは、令和8年9月18日（金）までに、説明を求めた者に対して書面により回答します。

5 総合評価に関する事項

(1) 技術提案に係る事項

技術提案に係る事項は、具体的には落札者決定基準によります。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び(1)の技術提案をもって入札に参加し、次のア、イの要件に該当する者のうち、(3)の総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とします。

ただし、落札者となるべき者の入札金額の内訳（設計業務の入札金額及び工事業務の入札金額（概算）をいいます。）が、調査基準価格（設計業務においては入札公告第4の10の(2)のアに示す価格、工事業務においては入札公告第4の10の(2)のイに示す価格をいいます。）の110分の100に相当する金額（以下「調査基準比較価格」といいます。）を下回る場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格（設計業務においては入札公告第4の10の(1)のアに示す価格、工事業務においては入札公告第4の10の(1)のイに示す価格をいいます。）の110分の100に相当する金額（以下「入札書比較価格」といいます。）の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがあります。

ア 入札金額の内訳（設計業務の入札金額及び工事業務の入札金額（概算）をいいます。）

が入札書比較価格の制限の範囲内であること。

イ (1)の技術提案の内容が適正であること。

(3) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を48点とします。

イ 「加算点」は、技術提案についての評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札金額の合計（設計業務の入札金額及び工事業務の入札金額（概算）の合計の金額をいいます。）で除して得た評価値をもって行います。ただし、「加算点」の合計が減点により0点を下回る場合は、この事業の入札に参加することができません。

エ 受注者の責により入札時に評価された技術提案の内容が履行されない場合は、完了時の委託業務成績評定及び竣工時の工事成績評定における評価点計を各10点減点します。

(4) 評価の基準

評価基準及び配点は落札者決定基準のとおりとします。

6 技術提案書等の内容確認

この事業の入札に参加しようとする者は、技術提案書及びその添付書類（以下「技術提案書等」といいます。）を次のとおり提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者及び技術提案書等が適正でない者（未記載及び技術提案内容が入札参加者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。）若しくは提案を求めている事項が1つでも欠落している者は、この事業の入札に参加することができません。

(1) 技術提案書等の提出

ア 技術提案書等については、共同企業体の代表者が提出してください。

	技術提案書等
対象書類	様式7（押印したもの）、様式8－1、様式8－2、様式8－3、様式8－4、様式8－5、様式8－6、様式8－7、様式8－8
提出方法	書留郵便
提出期限	令和8年10月9日（金）午後4時まで （期限までに到着したもののみ有効）
提出場所	〒639－1041 奈良県大和郡山市満願寺町444－3 奈良県広域水道企業団 広域水道センター 総務課 総務契約係 電話 0743－54－5985（直通） 奈良県広域水道企業団 広域水道センター 総務課長あての親展として ください。
封筒の表書き	共同企業体の名称及び「令和8年11月19日開札 北葛線第2工区更新事業 技術提案書等在中」と朱書で記載。

(2) 技術提案書等の作成等

- ア 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- イ 技術提案書等提出書は様式7により作成してください。
- ウ 技術提案を様式8－1、様式8－2、様式8－3、様式8－4、様式8－5、様式8－6、様式8－7、様式8－8に記載してください。
- エ その他
 - (ア) 提出された技術提案書等は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
 - (イ) 提出された技術提案書等は、返却しません。
 - (ウ) 提出された技術提案書等の提出期限以降における再提出は認めません。
なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
 - (エ) 提出期限までに技術提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過したときをもって、この事業の入札を辞退したものとみなします。

7 技術提案に関するヒアリング

6による技術提案書等の提出のあった入札参加者に対して、ヒアリングを行います。

- (1) 日 時 入札参加者ごとに別途通知（郵送）します。
なお、令和8年10月23日（金）を予定していますが、予定日より前後する可能性があります。
- (2) 出席者 共同企業体構成員全ての配置予定の主任（監理）技術者及び管理技術者
ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれません。
- (3) 出席者に係る費用 提出者の負担とします。
- (4) 技術提案書等の提出者に対する適否の通知
技術提案の適否の審査結果については、令和8年11月4日（水）までにFAXにより通知します。（※後日、原本を郵送します。）

8 技術提案の適否に対する理由の説明

- (1) 技術提案が適正でない旨の通知を受けた者は、その理由について、次に従い、書面を提出することにより、その理由について説明を求めることができます。
 - ア 提出期限 令和8年11月6日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）
 - イ 提出場所 6の（1）に同じ。
 - ウ 提出方法 任意の様式による書面を持参してください。郵送等、その他の提出方法によるものは受け付けません。

- (2) 説明を求められたときは、令和8年11月11日（水）までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

9 入札の手続

入札公告第4の10の(1)のイに記載の再積算前予定価格（設計金額）について、入札書提出期間締切日以降に、入札書提出開始日の属する月の単価により再積算を行いますので、入札書の提出開始日の属する月の単価により見積もった金額により入札を行ってください。なお、再積算前予定価格（設計金額）の修正による発注方式等の変更は行いません。

工事業務において、調査基準価格の110分の100に相当する金額（以下「調査基準比較価格」といいます。）を下回る価格で入札を行う際、低入札価格調査を受ける意向がある場合は、低入札価格調査意向確認書（別記様式1）を記載し、(1)の入札書等と合わせて提出してください。

なお、低入札価格調査意向確認書（別記様式1）の提出がなく、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った場合は、低入札価格調査を辞退したものとみなし、失格とします。また、この場合入札参加停止等の措置対象となりません。

(1) 紙入札による入札書等の提出

書留郵便に限り、入札書は二重封筒とし、表封筒に共同企業体の名称及び「令和8年11月19日開札 北葛線第2工区更新事業 入札書在中」と朱書するとともに、内封筒に入札書及び事業費内訳書を入れ、表封筒と同様に「令和8年11月19日開札 北葛線第2工区更新事業 入札書在中」と朱書の上、封印等の処理をし、奈良県広域水道企業団 広域水道センター 総務課長あての親展として入札公告第3の5の(1)に定める期間内に3の(1)に定める場所へ到着するようにしてください。

(2) 留意点

ア 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

イ 入札執行回数は1回とします。

ウ 入札は、設計業務の入札金額及び工事業務の入札金額（概算）の合計の金額（以下「入札金額の合計」といいます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、入札書には入札金額の合計を記載するとともに、入札金額の内訳（設計業務の入札金額及び工事業務の入札金額（概算））をいいます。以下同じ。）を記載してください。

エ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書提出期間締切日までに入札書の提出がなく、入札辞退届の提出もない場合は、入札書提出期間締切日を経過したときをもって、この事業の入札を辞退したものとみなします。

オ 入札書に記載する金額は技術提案書等で評価された内容を反映していなければなりません。

10 事業費内訳書の提出

- (1) 事業費内訳書は、設計業務及び工事業務のレベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、「共同企業体の名称」、「所在地」、「商号又は名称」、「事業名」及び「事業場所」を記載することが必要です。

- (2) **事業費内訳書**は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 事業費内訳書を提出しない場合

- イ 入札書に記載された入札金額と事業費内訳書に記載された金額とが異なる場合（事業費内訳書に記載された金額の訂正または判読しがたいと認められる場合を含む。）
 - ウ 事業費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
 - エ 設計図書に示された項目等、発注者が指示する項目の額を記載していない場合
 - オ 事業費内訳書に不備がある場合
- (3) この事業の入札において使用する「事業費内訳書」の様式を作成しています。事業費内訳書は、必ずこの様式を使用の上、(1) 及び (2) に留意して作成してください。

11 再積算前予定価格（設計金額）に疑義がある場合の対応

再積算前予定価格（設計金額）（入札公告第4の10の(1)のイに定める工事業務（概算・再積算前）の価格）に疑義がある場合は、入札公告第3の2に定める設計違算報告期日までに任意の方法により申し出願います。違算が確認された場合は、以下のとおり対応します。

(1) 設計違算報告期日までに違算が確認された場合

原則として、再積算前予定価格（設計金額）及び設計書等を差し替えるとともに、電話等により入札参加者に周知し、入札手続を続行します。

(2) 設計違算報告期日以降に違算が確認された場合

原則として、違算の事実が電話等で入札参加者に周知しますが、再積算前予定価格（設計金額）や設計書等の修正は行わず、再積算前予定価格（設計金額）について入札書提出開始日の属する月の単価で再積算を行い開札します。

(3) (1) 及び (2) による手続きにより、すみやかな対応が困難と判断した場合は、開札日時等を延期する可能性があります。その際は電話等により入札参加者に周知します。

12 入札保証金の納付等

この事業の入札に参加しようとする者は、その見積る契約金額（消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額をいいます。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。

ただし、奈良県広域水道企業団契約規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第36号）第4条第2項第1号から第6号までに掲げるもの（以下「国債その他の有価証券等」といいます。）の提供又は銀行若しくは企業長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除きます。）をいいます。以下「銀行等」といいます。）の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができます。

また、保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者又は金融機関等（銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいいます。以下同じ。））と契約保証の予約をした者は、入札保証金の納付を免除します。

(1) 入札保証に係る書類の提出

ア 提出期間 令和8年7月21日（火）から令和8年11月12日（木）の午後4時まで（企業団の休日を除きます。）

イ 提出場所 3の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵便によります。

(ア) 持参による場合

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）。

(イ) 郵便による場合

郵便は書留郵便に限ります（期限までに到着したもののみ有効とします。）。封筒の表に共同企業体の名称及び「令和8年11月19日開札 北葛線第2工区更新事業 入札保証に係る書類在中」と朱書きし、奈良県広域水道企業団 広域水道セ

ンター 総務課長あての親展としてください。また、9の（1）に定める紙入札による入札書等の提出をする表封筒に同封することができます。

（2） 入札保証に係る書類の作成等

ア 入札保証に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。また、理由の如何にかかわらず、入札保証に要する費用は返却しません。

イ 入札保証に係る書類については、案件が特定できるように＜事業名＞を記載するようにしてください。また、共同企業体の名称も記載するようにしてください。

ウ 保証期間又は保険期間は、入札保証に係る書類の提出日から令和8年12月31日（木）までを含むものであることを要します。

エ 複数の入札保証による納付等は認めません。

オ 一度受領された入札保証に係る書類については、理由の如何にかかわらず、金額等の変更を一切認めません。ただし、開札の結果、奈良県広域水道企業団低入札価格調査制度に係る調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者であって、契約保証の予約をしたことにより入札保証金の納付を免除されたものについては、契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行う変更契約保証予約証書の提出を求めることがあります。

カ 入札保証について、次の表に定めるものを満たさない者の行った入札は無効とします。

1 未納付であると認められる場合	(1)	入札保証の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証である場合
	(3)	入札保証が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合		

（3） 入札保証金の納付等に関する問い合わせ先

3の（1）に同じ。

なお、入札保証金の納付又は国債その他の有価証券等の提供による場合については、所定の手続に日を要しますので、令和8年9月15日（火）までに連絡してください。

（4） その他

落札者が契約を締結しない場合には、奈良県広域水道企業団契約規程第11条の規定に基づき、入札に係る損害賠償を求めるものとします。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- （1） 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- （2） 技術提案書が適正でない者の行った入札
- （3） 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- （4） 奈良県広域水道企業団契約規程第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- （5） 開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

14 落札者の決定方法等

- (1) 入札金額の内訳が入札書比較価格の制限の範囲内であり、かつ、6に定める技術提案書等の内容が適正である者のうち、5の(3)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とし、5の(3)に定める方法により得られた評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。くじは、あみだくじにより行います。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果をFAXにより通知します。

(※後日、原本を郵送します。)

- (2) 落札者となるべき者の入札金額の内訳が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。
- (3) 設計業務において、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県広域水道企業団低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日（その日が企業団の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い企業団の休日でない日）の午前9時から正午までの間に3の(1)に定める場所へ持参するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

- (4) 工事業務において、全入札者のうち、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行い、且つ「低入札価格調査意向確認書（別記様式1）」を提出した者は、「奈良県広域水道企業団低入札価格調査制度に係る取扱要領（以下「低入要領」という。）」に規定する書類を開札の日の翌々日（その日が企業団の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い企業団の休日でない日）の午後4時までに3の(1)に定める場所へ持参しなければなりません。ただし、低入札価格調査は落札候補者のみに対して行うものとし、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。なお、提出期限までに書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

- (5) (4)に該当する者のうち、低入札価格調査を辞退する場合は、代表者印等を押印のうえ、「低入札価格調査辞退届（別記様式2）」を次の提出先へ提出しなければなりません。なお、「低入札価格調査辞退届（別記様式2）」が提出された場合は失格となりますが、入札参加停止等の措置対象となりません。（期限内に提出がない場合は入札参加停止を受けることがあります。）

提出先：3の(1)に定める場所

提出期限：(4)に同じ

提出方法：3の(1)にお問い合わせ願います。

15 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い（設計業務）

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (2) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、各照査段階完了時に受注者の負担により、発注者の承諾を受けた受注者と同程度の企業規模の他の奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者の照査を受けて納入しなければならないものとし、受注者の責めにより実施出来なかった場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとします。ただし、設計図書により照査の実施を定めていない業務については、対象外とします。
- (3) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務完了後に

業務コスト調査を行うものとします。業務コスト調査に係る資料は、業務完了後90日以内に提出するものとします。提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとし、さらに企業団が入札公告を行う新たな業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとします。

- (4) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、虚偽の資料提出または説明を行ったことが明らかになった場合は、入札参加停止措置等をとる場合があります。
- (5) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、本調査で提出された資料等を調査職員に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書（補償関係コンサルタント業務にあつては、業務工程表。以下同じ）の内容のヒアリングを行うこととし、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこととします。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務における委託業務等成績評定点が70点未満の業務においては、委託業務等成績評定通知書が通知された日以降に、企業団が入札公告を行う新たな業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとします。

16 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い（工事業務）

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る前金払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。
- (2) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。また、契約保証金を支払わない場合及び契約保証を受けられない場合は、契約は締結できません。
- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (4) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、「奈良県広域水道企業団工事重点監督実施要領」規定に基づき、品質管理及び品質管理の為の監督補助として、工事施工中はモニターカメラの設置を行ってください。ただし、モニターカメラの設置費用については、受注者の負担とします。加えて、不可視部分の出来形管理についてはビデオカメラにより撮影し、監督職員に提出することとします。なお、撮影する不可視部分については、監督職員と協議することとします。
- (5) 調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として契約する場合においては、当該者又は当該構成員の、企業団（令和6年度までの奈良県水道局を含む。）が入札公告を行った工事における過去2か年度の間（当該契約対象工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の当該工事と同じ種別の平均値（「低入要領」別紙1に定める対象工事における平均値が70点未満の場合、当該契約対象工事の契約締結日から受注者が提出する完成通知日に記載の完成日又は、契約締結後1年を経過する日までのいずれか早い日まで、企業団の入札公告を行う新たな工事（当該工事と同じ工事種別に限る。）の入札に参加することができません。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事实績がない場合は、70点以上とみなします。

17 契約の手続等

本事業の契約は、基本契約、土木設計業務等委託契約及び建設工事請負契約により構成される一体不可分のものです。

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 契約保証金
落札者は、本事業の契約の成立と同時に、請負代金額の10分の1に相当する額以上の

契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、国債その他の有価証券等、銀行等の保証又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県広域水道企業団契約規程第17条第1項の規定に基づき落札者の決定の日から遅滞なく契約を締結するものとします。ただし、建設工事請負契約においては、土木設計業務等委託契約の完了後に契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札公告第3の2の(1)のイに記載の提出先に電子メールで提出してください。

また、落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、別添「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書」により、入札公告第3の1(2)のイに記載の契約を担当する部課等へ通知してください。

(4) 契約の手続き方法については、次のとおりとします。

ア 落札者は、落札決定後速やかに基本契約を締結する。なお、基本契約書（案）の内容に定めのあるものについては変更しないものとする。

イ 基本契約の締結後、落札者の入札書に示す設計業務の入札額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により、土木設計業務等委託契約を締結する。

ウ 設計業務の全部完成後、土木設計業務等委託契約に基づき引き渡しを受けた成果物に基づき、発注者が積算した工事費を工事業務に係る予定価格とする。その予定価格（消費税及び地方消費税を除く）に対して、入札書に示す工事業務の入札額（概算）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と入札公告第4の10の(1)のイに示す工事業務にかかる予定価格（概算・再積算前）の再積算後の予定価格との比率（小数点第6位以下を切り捨てた値）を乗じた額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額により、建設工事請負契約を締結する。

18 技術者の配置（設計業務）

落札者は3の(2)のウの(ウ)に定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

業務の実施にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限ります。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。ただし、調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務の履行中に、配置予定管理技術者が業務の履行を継続するのが不相当と認められる場合には、配置予定管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があります。

また、調査基準比較価格を下回る入札価格で契約に至った場合、受注者が現地における作業を行っている期間中、配置予定管理技術者は、現場に常駐しなければなりません。ただし、真にやむを得ない理由により常駐ができない期間が生じる場合については、事前に調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては、監督職員。以下同じ）の承諾を得る必要があります。配置予定管理技術者は、現場常駐の履行が確認できる写真（現地作業を行った日について全て）を成果品とともに提出しなければなりません。なお、受注者の

責めにより現場に常駐できなかった場合、または現場常駐の履行を確認できなかった場合は、委託業務等成績評定点を10点減じるものとします。

19 別に配置を求める技術者（工事業務）

- （1） 調査基準価格（入札公告第4の10の（2）のイに定める、設計業務完了後に工事業務の予定価格の算出に合わせて再度設ける調査基準価格をいいます。）を下回る価格をもって契約する場合においては、落札者が、企業団（令和6年度以前の奈良県水道局を含む。）発注工事の入札日の属する年度の前2年度に完成したすべての工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、主任（監理）技術者とは別に同等程度の技術者（以下、「補助監理技術者」といいます。）を専任で1名現場に配置してください。

ア 70点未満の工事成績評定を通知された場合

イ 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合（ただし、軽微な手直し等は除きます。）

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止、又は事業担当課長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合

エ 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合

- （2） 補助監理技術者は、主任（監理）技術者を補助し、主任（監理）技術者と同様の職務を行うものとします。

- （3） （1）に該当する場合において、受注者は主任（監理）技術者の届出と同様に、補助監理技術者の届出をするものとします。

20 技術者の変更（工事業務）

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りです。

21 紙入札に関する事項

代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。

22 手続における交渉の有無

無

23 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

24 関連情報を入手するための照会窓口

- （1） 競争入札参加資格の確認及び契約を担当する部課の名称及び所在地等

〒639-1041 奈良県大和郡山市満願寺町444-3

奈良県広域水道企業団 広域水道センター 総務課 総務契約係

電話 0743-54-5985（直通）

- （2） 技術提案書等に関する問い合わせ先

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町大字宮古404番地7

奈良県広域水道企業団 事業部 技術・危機管理課 技術管理係

電話 0744-32-1268（直通）